

長崎県ケアラー支援条例
【逐条解説】

令和5年3月

長 崎 県

長崎県ケアラー支援条例

【逐条解説】目次

第1編 条例制定の経緯

1. 条例制定が求められた背景	1
2. 条例案の検討	1
3. 本会議における審議	2
4. 条例の公布	2

第2編 逐条解説

前文	3
第1条（目的）	4
第2条（定義）	5
第3条（基本理念）	7
第4条（県の責務）	9
第5条（県と市町等との連携）	10
第6条（県民等の役割）	11
第7条（事業者の役割）	12
第8条（関係機関の役割）	13
第9条（教育機関の役割）	14
第10条（ケアラー支援推進計画）	15
第11条（広報及び啓発）	16
第12条（人材の育成）	17
第13条（体制の整備）	18
第14条（民間支援団体等による支援の推進）	19
第15条（財政上の措置）	20
附則	21

第 1 編 条例制定の経緯

1. 条例制定が求められた背景

令和 2 年 3 月、埼玉県において、全国初の「ケアラー支援条例」が制定されました。当該条例では、ケアラーを「高齢、身体上又は精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者」と、一般的な介護者よりも幅広く定義されており、「全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現」が目的とされています。

当該条例については、ケアラー問題に取り組む一般社団法人日本ケアラー連盟から、「影の存在であったケアラーに光をあて、社会的に認知し支援するところに最大の意義がある」と高く評価され、その後、埼玉県においては、有識者からの意見聴取等を経て、令和 3 年 3 月、当該条例に基づく「ケアラー支援推進計画」が策定され、同計画に基づき先駆的な取組が行われています。

これに追随する形で、他の地方公共団体においても、同趣旨の条例制定の動きが活発化している状況の中、長崎県議会においても、本会議一般質問や委員会審議を通じて、ケアラーに対する支援の必要性、その実態把握や認知度向上に係る取組等について、活発な論議が交わされるなど、新たな視点によるケアラー支援に係る取組が求められている状況にありました。

2. 条例案の検討

「自由民主党」会派から議会事務局に対して、議員提案としてケアラー支援条例に取り組む旨の連絡があり、令和 4 年度の成立に向けて、検討を進めることとなりました。

条例案の検討においては、先行して制定している他の地方公共団体の同趣旨の条例を参考とし、県の関係部局の協力を得ながら、「自由民主党」会派と議会事務局で協議を行い、令和 4 年 3 月に素案を立案しました。

同年 4 月からは、条例制定の理解を得るため、県の関係部局も交えて関係団体や市町等との意見交換を行うとともに、同年 6 月には、「自由民主党」会派だけでなく、県議会として取り組むため、各会派の代表者による会議において、全議員提案として進めることを決定しました。

また、素案について、関係団体や市町への意見照会を実施するとともに、パブリックコメントにより広く県民等の声を聴き、これらの意見・提案を踏まえ、令和 4 年 9 月、条例案を立案しました。その後、全会派との意見調整等を経て、最終案が確定しました。

3. 本会議における審議

令和4年10月7日の本会議に全議員の提案で「長崎県ケアラー支援条例（案）」が上程され、採決の結果、全会一致で可決成立しました。

4. 条例の公布

本条例は、令和4年10月14日の県公報に登載され公布されました（令和4年長崎県条例第33号）。

第 2 編 逐条解説

前文

身近な人に無償で介護、看護、日常生活上の世話等の援助を行うすべての人が、援助を受ける人と共に安心して人生を送ることができるようになることは、私たち県民の願いである。

近年、少子高齢化、核家族化の進展等の社会環境の変化によって、家庭における介護等の人手が不足し、ケアラーに過度な負担がかかっている。また、根強く残る「家族が介護するのが当たり前」という規範意識もあいまって、ケアラーが孤立し、抱える悩みを声に出しにくくなっており、受けられる支援すら届かないという課題が生じている。

これらの課題解決を図るため、ケアラーに対する早急な支援体制の強化等と併せて、県民等がケアラーの問題を理解し、ケアラーが孤立したり、心身が疲弊することのないよう、社会全体で支える機運を醸成していくことが重要である。

ここに、私たちは、ケアラーに対する理解を深めるとともに、社会全体で支えていく仕組みを構築し、だれ一人取り残さないことを決意し、この条例を制定する。

【趣旨】

この前文は、本条例の理念や目的を明らかにしたものです。

【解説】

1 前文は、具体的な規範を定めたものではないため、その内容から直接法的効果が生じることはありませんが、条例の一部を構成し、各条項の解釈の基準を示す意義や効力を有しています。

2 この前文は、4つの部分で構成されています。

先ず、第1段落では、身近な人に無償で介護、看護、日常生活上の世話等の援助を行うすべてのケアラーが、援助を受ける人と共に安心して人生を送ることができるようになることを、本条例の制定により目指すべき姿としています。

次の第2段落では、少子高齢化等の社会環境の変化によって、家庭における介護等の人手が不足し、ケアラーの過度な負担となっている現況や、家族が介護をするのが当たり前との文化的背景によって、ケアラーの孤立や潜在化を招き、支援制度があっても利用されないという課題を記述しています。

続く第3段落では、課題解決を図るため、ケアラーに対する早急な支援体制の強化等と併せて、県民等がケアラーの問題を理解し、ケアラーを孤立させ、心身を疲弊させないよう社会全体で支える機運醸成の必要性を説いています。

以上を踏まえて、最後の第4段落では、ケアラーに対する理解を深めること、社会全体で支えていく仕組みを構築すること、だれ一人取り残さないことを本条例の制定に当たっての決意として掲げています。

第 1 条

(目的)

第 1 条 この条例は、ケアラーに対する支援（以下「ケアラー支援」という。）に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民等、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的とする。

【趣旨】

本条は、本条例の規定する内容を総括的に示すとともに、本条例の目的を明らかにし、併せて、本条例を解釈し運用する場合の指針を与えるものです。

【解説】

- 1 本条例は、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的としています。
- 2 本条例では、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現に向け、ケアラー支援に関する基本理念を定め、県の責務、県民等の役割、事業者の役割、関係機関等の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策の基本となる事項を定めています。
- 3 「ケアラーに対する支援に関する施策の基本となる事項」とは、ケアラー支援推進計画（第 10 条）、広報及び啓発（第 11 条）、人材の育成（第 12 条）、体制の整備（第 13 条）、民間支援団体等による支援の推進（第 14 条）、財政上の措置（第 15 条）のことを指しています。

第 2 条

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ケアラー 高齢、障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助（以下「介護等」という。）を提供する者をいう。
- (2) ヤングケアラー ケアラーのうち、18歳未満の者をいう。
- (3) 県民等 県民及び県内に通勤し、又は通学する者及び県内で活動する者をいう。
- (4) 事業者 県内に事務所又は事業所を有し、事業活動を行う者をいう。
- (5) 関係機関 介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行い、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある機関をいう。
- (6) 民間支援団体 ケアラー支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

【趣旨】

本条は、ケアラー支援に関して、用語を定義した法律がないことから、本条例における用語の定義を行い、用語に関する解釈の統一を図ったものです。

【解説】

1 本条例に規定する「ケアラー」の定義は幅広く、高齢、障害又は疾病に限らず、アルコール、薬物等に対する依存、ひきこもり等様々な理由により援助を必要としている親族、友人その他の身近な人に対して、介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいいますが、業務として対価を得て行う者は除かれます。

2 「ヤングケアラー」については、一般に、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている児童（18歳未満の者）を指し、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があるとされています。^{※1}

なお、児童が18歳未満の者とされているのは、児童福祉法における児童の定義によるものです。^{※2}

本条例では、ケアラーのうち、18歳未満の者を「ヤングケアラー」と規定しています。

※ 1

- 内閣府 「第3次子供・若者育成支援推進大綱」(令和3年4月6日 子ども・若者育成支援推進本部決定) 5頁
- 厚生労働省・文部科学省 「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」報告書(令和3年5月17日) 1頁

※ 2

● 児童福祉法(抄)

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 一 乳児 満一歳に満たない者
- 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

② 略

- 3 県民等とは、県民に加え、県内に通勤し、又は通学する者及び県内で活動を行う者が含まれます。

本条例では、第6条において、県民だけでなく、本県内への通勤者や通学者、県内で活動する者も含めた県民等に対し、ケアラーに対する理解や配慮、ケアラー施策への協力に関し努力義務を課しています。これは、本条例の目的の実現のためには、県民だけではなく、県内の地域社会で活動している幅広い人々とも、問題意識を共有し、課題解決のための協力を求めることが必要不可欠であるとの認識に基づいているためです。

- 4 事業者とは、県内に事務所又は事業所を有し、事業活動を行う個人、法人その他の団体をいいます。

- 5 関係機関とは、介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行い、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある機関をいいます。例えば、高齢者介護を行っているケアラーにとっては、地域包括支援センターや介護事業所等がこれに該当します。

- 6 民間支援団体とは、ケアラー支援を行うことを目的としている民間の団体です。相談、助言、日常生活支援等のケアラーに対する直接的な支援を実施する団体のほか、当事者同士での交流などを行う家族会等も該当します。

第3条

(基本理念)

第3条 ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。

2 ケアラー支援は、県、県民等、市町、事業者及び関係機関等の多様な主体が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。

3 ヤングケアラーに対する支援は、ヤングケアラーとしての時期が特に社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われなければならない。

【趣旨】

本条は、ケアラー支援についての基本理念を定めたものです。

【解説】

1 近年、少子高齢化、核家族化の進展、単身世帯の増加、晩婚・晩産化などの社会環境の変化により、家庭における介護等の人手は不足し、一人ひとりのケアラーにかかる負担は過重なものになっています。

また、家族が介護等するのが当たり前と思う文化的背景から、ケアラーは、誰にも相談できずに悩みを抱え込んで孤立し、心身が疲弊したり、支援を求める余裕が無くなって深刻な事態につながるケースも見受けられます。

本条例に基づき行うケアラー支援は、事態を深刻化させないことはもちろんのこと、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行わなければならないことを、基本理念の1つ目として掲げています。

2 ケアラーが抱える課題は多様であることから、支援を行う主体は単独ではなく、県、県民等、市町、事業者及び関係機関等の多様な主体が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えていくことを、基本理念の2つ目として掲げています。

3 ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるという、他の世代のケアラーとは異なる特徴的な課題があります。

この時期は、学校に通い、教育を受け、友人と交流するなど人間として成長する上で重要な時期であるにもかかわらず、自分の置かれている状況を当たり前のこと

と考えてしまい、周囲からも見過ごされ易いため、特に支援が必要です。

そのため、ヤングケアラーの支援においては、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われなければならないことを、基本理念の最後に掲げています。

第 4 条

(県の責務)

第 4 条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ケアラーに関する介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等の制度間の調整を図りつつ、離島、へき地及び中山間地域の地域性及び特殊性を踏まえ、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

【趣旨】

本条は、県の責務を定めたものです。

【解説】

- 1 県は、第 3 条の基本理念に従い、次の点を考慮したうえで、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとしています。
 - ・ケアラーに係る関係分野は、介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等多岐にわたるため、ケアラーが必要としている支援が複数の分野にまたがる場合など、適切な支援体制を構築できるよう、各制度間の調整を図ること。
 - ・本県は、他県に比し本土と隔絶した離島を数多く抱え、交通条件及び自然的、経済的、社会的条件に恵まれないへき地や中山間地域もあることから、こうした条件不利地域における特殊性を踏まえること。

第 5 条

(県と市町等との連携)

第 5 条 県は、前条の施策を実施するに当たっては、市町、事業者、関係機関、民間支援団体等と相互に連携を図るものとする。

2 県は、ケアラー支援における市町の役割の重要性に鑑み、市町がケアラー支援に関する施策を実施する場合には、助言その他の必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

本条は、県と市町、事業者、関係機関、民間支援団体等との連携を定めたものです。

【解説】

1 ケアラー支援に関する施策を実施するに当たっては、県単独ではなく、ケアラーを社会全体で支えていく仕組みの構築が必要であるため、県は、市町、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体と相互に連携を図ります。

2 市町は、県と同様に地方公共団体として保健、医療、福祉など幅広く施策を推進する立場にあり、ケアラー支援においても、その役割が期待されています。

市町の役割の内容は、それぞれの市町において決められるものですが、県は、ケアラー支援における市町の役割の重要性に鑑み、市町がケアラー支援に関する施策を実施する場合には、助言等の支援を行います。

第 6 条

(県民等の役割)

第 6 条 県民等は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラーが孤立することのないように十分配慮するとともに、県及び市町が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、県民等の役割を定めたものです。

【解説】

ケアラーを社会全体で支える機運を醸成し、社会全体で支える仕組みを構築するうえで、県民等の協力は不可欠です。

県民等の一人ひとりが、援助を受ける側又はケアラーになる可能性を認識し、ケアラーが悩みを抱えている状況やケアラー支援の必要性に理解を深め、ケアラーが孤立することがないように気にかけてつながりを持つなど十分配慮し、県及び市町が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとしています。

第 7 条

(事業者の役割)

第 7 条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラー支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、県及び市町が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、雇用する従業員又は雇用しようとする者がケアラーである可能性があることを認識するとともに、ケアラーの就労の促進及び継続に資するよう、その就労と介護等との両立に資する環境の整備に努め、その者がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、勤務するに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、事業者の役割を定めたものです。

【解説】

1 事業者は、県民等に求める役割と同様に、ケアラーを社会全体で支援する必要性について理解を深めるとともに、事業活動を通じて、県及び市町が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとしています。

2 事業者は、雇用する従業員又は雇用しようとする者本人がケアラーである自覚がない場合や、ケアラーとしての悩みを表明できずにいる可能性があることを十分に認識し、ケアラーの就労の促進及び継続のため、就労と介護等との両立に効果がある環境の整備に努めるものとしています。

また、雇用する従業員本人又は雇用しようとする者本人がケアラーである場合は、本人が現在どのような状況にあると捉え、どのような支援を希望しているのか、その意思を尊重し、勤務条件等の調整、事業所内における相談支援体制の構築等の勤務するに当たっての配慮、就労と介護等との両立に関する情報提供、職場内の理解の醸成、継続的な健康観察等の必要な支援を行うよう努めるものとしています。

第 8 条

(関係機関の役割)

第 8 条 関係機関は、基本理念にのっとり、県及び市町が実施するケアラー支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 関係機関は、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、ケアラーの健康状態、その置かれている生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

3 関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、適切な他の支援機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、関係機関の役割を定めたものです。

【解説】

1 関係機関は、実施する業務の特性上、ケアラーに接する機会を数多く有しているため、ケアラーを早期に発見し、効率的かつ有効な支援につなげる役割が期待されています。そのため、関係機関は、県及び市町が行うケアラー支援施策の実施に当たり、積極的に協力するよう努めるものとしています。

2 関係機関は、ケアラーの早期発見という役割が期待されていることを認識し、業務を通じてケアラーの存在を認知した際は、ケアラー本人が現在どのような状況にあると捉え、どのような支援を希望しているのか、その意思を尊重しながら、ケアラーの健康状態、その置かれている生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとしています。

3 関係機関は、支援を必要としているケアラーの負担軽減や迅速な支援に繋げるため、相談窓口、各種支援策等についての情報の提供、より適切な支援機関の紹介又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとしています。

第9条

(教育機関の役割)

第9条 関係機関のうち教育に関する業務を行うもの（以下次項において「教育機関」という。）は、前条第2項に規定するもののほか、その業務を通じて日常的にヤングケアラーに関わる可能性があることを認識し、ヤングケアラーの早期発見に努めるとともに、当該ヤングケアラーの教育の機会の確保に係る状況を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

2 教育機関は、前条第3項に規定するもののほか、支援を必要とするヤングケアラーからの教育及び福祉に関する相談に応じるものとする。

【趣旨】

本条は、関係機関のうち教育に関する業務を行うものの役割を定めたものです。

【解説】

1 教育機関は、その業務を通じて日常的にヤングケアラーに関わる可能性があることから、教育機関はその可能性を認識し、ヤングケアラーの早期発見に努めるとともに、教育の機会が確保されているかを確認し、支援の必要性の把握に努めるものとしています。

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、不安や不満があっても言い出しづらい子どもも多いと考えられ、支援が必要な場合であっても、その問題が表面化しにくい構造となっている面があります。

このため、周りの大人がしっかりと子どもの想いを聞き、寄り添い、見守り、必要な支援につなげることで、過度な負担を担う状況を改善していくことが求められています。

特に、子どもと接する時間が長く、日々の変化に気づきやすい学校の教職員等は、ヤングケアラーを認知しやすい立場にあることから、業務を行う中で、ヤングケアラーの早期発見という重要な役割が期待されており、現時点ではそのような状況におかれていない子どもであっても、将来的に負担を抱えるかもしれないといった早期発見・早期介入の考え方が重要です。

2 教育機関は、支援を必要とするヤングケアラーからの教育及び福祉に関する相談に応じるものとしています。

学習支援や家庭支援を必要とする子どもへの対応は、学校の教職員はもちろんのこと、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとも連携をして、適切な支援機関との連携、調整等も視野に入れて、ヤングケアラーの負担軽減や迅速な支援に繋がるように配慮することが必要です。

第 10 条

(ケアラー支援推進計画)

第10条 県は、ヤングケアラー及びこれらの者を含む多様なケアラーの現状を踏まえ、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下この条において「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) ケアラー支援に関する基本方針

(2) ケアラー支援に関する具体的施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、ケアラー支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 県は、推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

【趣旨】

本条は、ケアラー支援推進計画の策定について定めたものです。

【解説】

1 特に重要な時期である18歳未満のヤングケアラーに対する支援において、適切な教育の機会の確保等が必要であるように、ケアラー本人の世代や生活環境、援助の種類、相手、内容等置かれている状況に応じた多様な支援が必要です。このため、県は、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定します。

2 推進計画には、ケアラー支援に関する基本方針、具体的施策及び施策を推進するために必要な事項を定めることとしています。なお、計画策定にあたっては、有識者からの意見聴取を行うなど、幅広い観点を反映させていくことが重要です。

3 ケアラー支援を推進していくうえでは、推進計画を広く周知することが重要であり、県が推進計画を定め、又は変更したときは、県公式ウェブサイト等の広報媒体を活用し、遅滞なく公表します。

第 1 1 条

(広報及び啓発)

第11条 県は、広報活動及び啓発活動を通じて、ケアラー自身が、自らの置かれている状況について正しく理解したうえで、適切な支援を求めることができるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、広報活動及び啓発活動を通じて、県民等、事業者及び関係機関等が、ケアラーが置かれている状況、ケアラー支援の方法等のケアラー支援等に関する知識を深め、社会全体としてケアラー支援が推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、県による広報活動及び啓発活動について定めたものです。

【解説】

1 ケアラーには、介護や看護などの負担により、苦しい状況に追い込まれ、周囲の人に気付かれることもなく孤立し、支援が必要なことの自覚がない人がいることも考えられます。

そのため、まずは、ケアラー本人が、自らの意思によって悩みを相談できる状況にあることを正しく理解し、適切な支援を求めることができるよう、県は、必要な広報活動及び啓発活動を行います。

2 ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるためには、県民等、事業者及び関係機関が、ケアラーが置かれている状況、ケアラー支援の方法等のケアラー支援等についての理解と知識を深めることが重要であるため、県において広報活動及び啓発活動を行います。

第 12 条

(人材の育成)

第12条 県は、ケアラー支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援等のケアラー支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、県による人材の育成について定めたものです。

【解説】

ケアラーが抱える様々な課題に対して適切な支援を行うには、多様な機関におけるケアラー支援を担う職員等の理解を深めることが重要です。ケアラーの心身の健康、仕事と介護の両立、生活困窮など、顕在化していない課題を早期に発見し、適切な支援につなげていくことができるよう、県は、ケアラー支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を行います。

第 13 条

(体制の整備)

第13条 県は、ケアラー支援を適切に実施するため、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な体制及び県、市町、関係機関、民間支援団体等の相互間の緊密な連携協力体制の整備に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、ケアラー支援を適切に実施するため、県による体制の整備について定めたものです。

【解説】

- 1 ケアラーの置かれている状況は多様であることから、必要な支援に関する施策も様々です。そのため、県は、関係部局が情報や課題を共有するとともに、ケアラー支援に関する施策を実施するために必要となる体制の整備に努めます。
- 2 また、ケアラー支援は社会全体で取り組むことが必要であることから、県、市町、関係機関、民間支援団体等の多様な支援主体の相互間における緊密な連携協力体制の整備にも努めます。

第 14 条

(民間支援団体等による支援の推進)

第14条 県は、民間支援団体その他のケアラーを支援している者が適切かつ効果的にケアラー支援を推進することができるよう情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、民間支援団体等によるケアラー支援の推進について定めたものです。

【解説】

ケアラー支援は公的サービスだけでは十分ではなく、民間支援団体等が行う相談、助言、日常生活支援等の支援活動が必要不可欠です。そのため、県は、民間支援団体等が適切かつ効果的にケアラー支援を推進することができるよう、情報の提供、助言その他の必要な施策を行います。

第 15 条

(財政上の措置)

第15条 県は、ケアラー支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、ケアラー支援に関する施策を推進するための県の財政上の措置について定めたものです。

【解説】

「必要な財政上の措置」とは、第4条に規定している「県の責務」を果たすうえで必要となる経費を確保することです。なお、経費の確保に当たっては、県の収支の状況等を勘案し、財政運営に支障を及ぼさない範囲で行うこととなります。

附則

附則とは、法令において本則に対して、施行期日、経過規定等の附随的事項を定めるものであり、本条例の附則は1項から成り、本条例の施行期日に関する事項を定めています。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【趣旨及び解説】

この附則は、令和4年10月14日に長崎県条例第33号をもって公布された本条例を令和5年4月1日から施行することを規定したものです。

「施行」とは、法令の効力を現実に一般的に発動させることをいいます。

施行日を令和5年4月1日とした理由は、条例の周知期間や施策実施のための準備期間を一定期間設けているためです。